平成24年度市内遺跡確認調查報告書 (敷領遺跡·松尾城)

平成25年3月 指宿市教育委員会

- 2. 発掘調査は、指宿市教育委員会で実施した。敷領遺跡の調査は渡部徹也・園田哲士が担当し、鎌田洋昭の協力を得た。松尾城基本測量調査は、鎌田洋昭・園田哲士が担当した。

調査組織は以下のとおりである。

発掘調査主体 指宿市教育委員会 発掘調査責任者 指宿市教育委員会

発掘調査担当組織員 指宿市教育委員会

池田 昭夫 教 育 長 教 育 部 長 濵田 悟 社会教育課長 満石 知 社会教育係長 坂上 次喜 社会教育係主査 濱田 真也 社会教育係主事 桐原 愛 社会教育係主査 奥村 光郎 社会教育係主杳 池水 拓也 文 化 係 長 福ヶ迫 忠 文化係主查 上薗 浩司 文化係主任 園田 哲士 文化係主查 渡部 徹也 F. 鎌田 洋昭

発掘調査・整理作業員 上玉利 孝、下拂喜代志、堂薗真弓、吉元 妙、清 秀子、竹下珠 代、亀之園清子、鎌田真由美

- 3. 本書の編集、図面作成、写真撮影は、渡部徹也・鎌田洋昭が行った。
- 4. 調査及び報告書作成に要した経費2,000,000円のうち、50%は国、10%は県からの補助を得た。
- 5. 図中に用いられている座標値は、国土座標系第Ⅱ系に準ずる。
- 6. 遺構図等の表記凡例は、『橋牟礼川遺跡Ⅲ』(1992、指宿市教育委員会)と『水迫遺跡Ⅰ』(2000、指宿市教育委員会)に準ずる。
- 7. 松尾城の基本測量業務については株式会社埋蔵文化財サポートシステム鹿児島支店に委託した。なお、基本測量業務については、鹿児島短期大学名誉教授三木靖氏の指導・協力を受けた。
- 8. 松尾城の基本測量業務成果について、鹿児島国際大学短期大学部名誉教授三木靖氏から本報告書に玉稿を賜った。記して感謝申し上げます。
- 9. 発掘調査で得た全ての成果については、指宿市考古博物館時遊館 СОССОはしむれで保管し、活用する。

目次

敷 視痕跡編
第1章 経緯と調査概要・・・・・・・・・・1
第1節 遺跡の位置と環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第2節 調査の履歴と調査に至る経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第2章 遺跡の層序・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第3章 調査区の選定と調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第1節 調査区の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
第2節 調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
試掘調査・工事立会編
第1章 試掘調査・工事立会の概要・・・・・・・・・・・・6
第1節 岩本麓遺跡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
第 2 節 光明寺推定地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
第 3 節 宮之前遺跡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
松尾城編
第1章 松尾城の概要と調査に至る経緯・・・・・・・12
松尾城の調査の前に 三木 靖13

敷領遺跡編



第1章 経緯と調査概要

第1節 遺跡の位置と環境

敷領遺跡は、指宿市十町小字敷領及びその周辺に広がる弥生時代から平安時代にかけての複合遺跡である。 遺跡は、指宿市街地が広がる火山性扇状地のほぼ中央、海抜4~10m前後の標高にあり、火山災害遺跡とし て知られる国指定史跡指宿橋牟礼川遺跡の北北西約2 km の地点に位置する。敷領遺跡の立地する扇状地は、北 側を流れる二反田川と南側を流れる柳田川の両小河川に挟まれ、海岸に向かって緩やかに傾斜している。

第2節 調査の履歴と調査に至る経緯

敷領遺跡での調査履歴は以下のとおりである。

表1 調査の履歴

年 度	調査目的	内 容
平成7年度	遺跡範囲確認調査	874年3月25日の開聞岳噴出物「紫コラ」で埋没した水田跡などを検出。
平成8年度	市営・県営住宅の建替え に伴う発掘調査	874年水田を面的に確認。奈良~平安時代の掘建柱建物跡,総柱建物跡等の遺構や多量の須惠器・土師器,墨書土器(「糄」「智」)を発見。古墳時代の竪穴式住居跡,弥生時代のベッド状遺構を伴う竪穴式住居跡を検出。
平成9年度	温泉タンクの設置に伴う 発掘調査	874年水田と奈良~平安時代の柱穴群を確認。
平成10年度	市営・県営住宅の建替え に伴う発掘調査	水田跡, 奈良~平安時代の建物群の広がりを確認。7世紀第4四半期の開聞岳火山灰「青コラ」で埋没した円墳「弥次ヶ湯古墳」を発見。

平成16年度には、お茶の水女子大学鷹野光行教授を研究代表者とする科学研究費補助金「特定領域研究」『わが国の火山噴火罹災地における生活・文化環境の復元—九州を中心に一』の研究プロジェクトに指宿地域が選定されたことから、以下のように敷領遺跡の確認調査を実施した。なお、下表で「大学」と表記したものは、お茶の水女子大学・鹿児島大学の共同調査である。

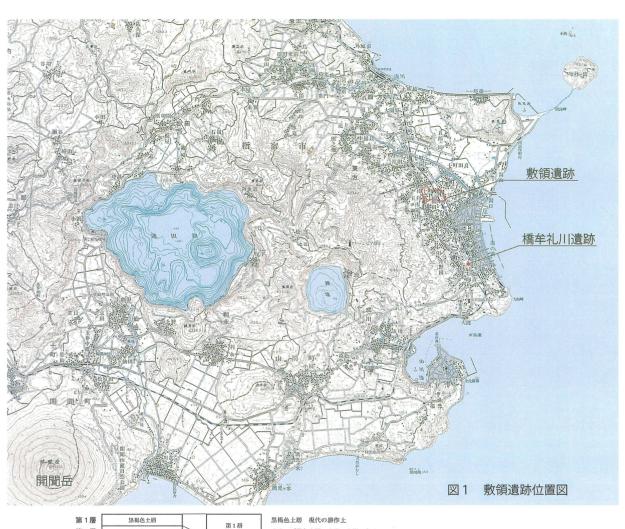
表2 調査の履歴2

年 度	調査主体	内容				
平成17年度	東京工業大学	平成8年度調査地点南側で地中レーダ探査:平安時代の開聞岳噴火で埋没した広範囲にわたる水田跡と真北方向を向いた畔の配置を確認。				
	市教委・大学	2 箇所のトレンチを設定、埋没水田の発掘調査を実施。				
平成18年度	市教委	平成10年度調査地点北側において確認調査を実施。畠跡を検出。				
平成19年度	市教委	西側一帯の状況把握のため、平成18年度調査地点の約50m西で確認調査を実施。大型の畦 1条(大区画畦の可能性あり)と小型の畦 2条を検出。				
1,30,10,10	大学	- 方教委調査地点の西側調査区(楠田地点)で畠跡を検出。				
平成20年度	市教委	874年3月25日の開聞岳噴出物「紫コラ」で埋没した道跡等を検出。				
平成20年度	大学	874年3月25日の開聞岳噴出物「紫コラ」で埋没した掘立柱建物跡を検出。				
平成21年度	市教委	874年3月25日の開聞岳噴出物「紫コラ」で埋没した建物跡と見られる壇状遺構を検出。				
一十成21年及	大学	874年3月25日の開聞岳噴出物「紫コラ」で埋没した掘立柱建物跡を完掘。				
平成22年度	市教委	居住域と生産域の境界付近とみられる地点を確認。				
平成23年度	大学	奈良・平安時代~古墳時代の遺物出土。遺構は確認されなかった。				
十八人3年度	市教委	古墳時代の遺物を表採。遺構は確認されなかった。				

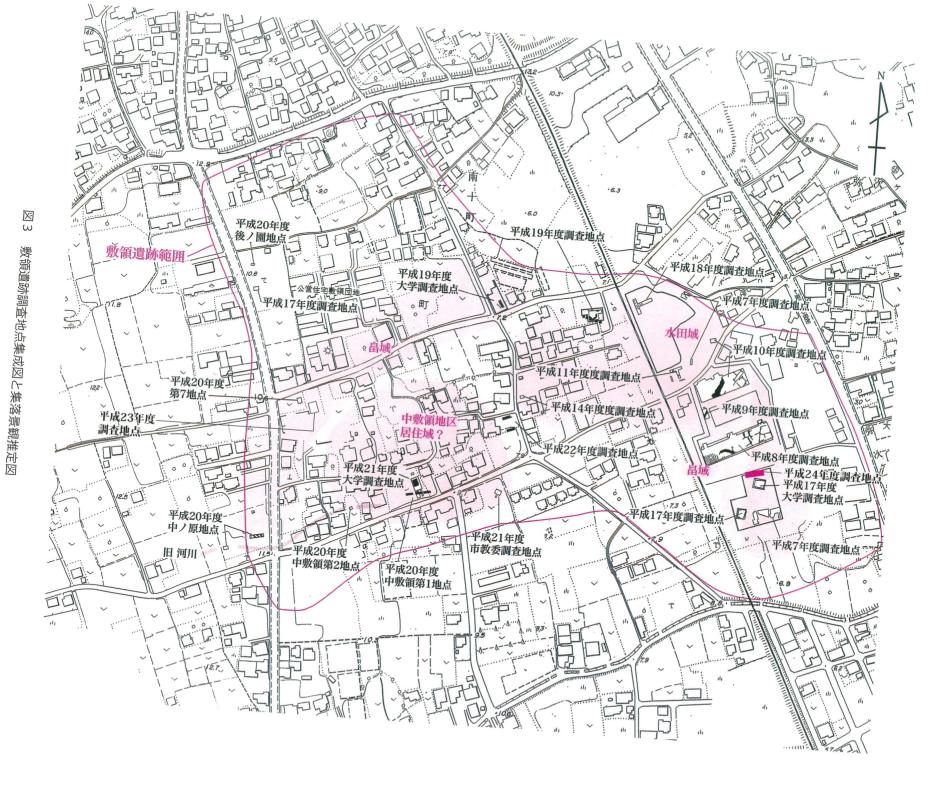
敷領遺跡地内での平成7年度以降の各調査で、この地域において874年段階で大規模な水田が造営されていたことが知られてきた。平成20年度は、このような大規模な生産地を経営した集団の集落所在地を確認するため、5地点において確認調査を実施し、平成21年度には、火山灰で埋没した建物遺構の存在を確認するに至った。平成22年度の調査では、居住域と生産域の境界付近とみられる地点を確認したが、今後も引き続き集落範囲やその詳細を把握することが課題である。

第2章 遺跡の層序

敷領遺跡の層序は、橋牟礼川遺跡の基本層序とほぼ同様である(図2)。ただ、開聞岳火山灰層については降灰範囲の中心部分から北にやや外れていることもあり、堆積厚が橋牟礼川遺跡に比べ薄いことが特徴である。同時に、874年3月25日の噴火による降下火山灰堆積層(通称「紫コラ」)では、二次堆積物が発達している場合が多い。







 ω

第3章 調査区の選定と調査の概要

第1節 調査区の選定

これまでの調査によって、敷領遺跡では、874年段階で東側のより低い土地に水田が造営されていることが判ってきた。21年度においては、集落域についての情報を得るため、遺跡内のやや標高が高い西側一帯に注目し確認調査を実施、敷領遺跡中敷領第1地点(平成21年度大学調査地点)では874年の開聞岳の火山災害で埋没した建物跡を検出した。また、その東側約50mの地点(平成21年度市教委調査地点)では、同じく火山災害で埋没した何らかの作業場と考えられる壇状遺構が検出され、当該地が居住域である可能性が高まった。平成22年度の調査では、旧地形が大きく傾斜する状況が確認され、調査地点が居住域と生産域の境界付近である可能性がでてきた。

敷領遺跡の調査成果の一つに、874年段階の条里制に関連する可能性がある畔の検出がある。これは、平成8年度の公営団地建て替えに伴う発掘調査と平成17年度に行われた地中レーダ探査によって明らかにされたものである。平成17年度の地中レーダ探査で、水田のほか南北方向に延びる平行した2本の畔が確認され、土地区画の基準線の可能性が認められたが、当時は、水田遺構の確認調査を優先し、畔については未確認のままであった。そこで、今年度は、地中レーダ探査でとらえた畔の確認を行うこととし、図4に示す地点を選定した。

第2節 調査の概要

調査地点は畑地であったが、現在は、指宿市土地開発公社が所有する更地になっている。平成8年度調査地点にできるだけ近い部分に、東西方向にトレンチを設定した。

トレンチは、南北1.5m×東西27mで、紫コラの一部を確認したものの、大部分の範囲で後世の攪乱を受けており、874年面はすでに削平されていた。トレンチの状況は写真のとおりである。

なお、指宿市教育委員会の確認調査終了後、お茶の水女子大学・鹿児島大学が本地点から約5m南側に南北1.5m×東西27mの範囲でトレンチを設定し、確認調査を実施した。こちらの地点では、攪乱はなく874年面が良好な状態で残存しており、畔A、Bも確認された。

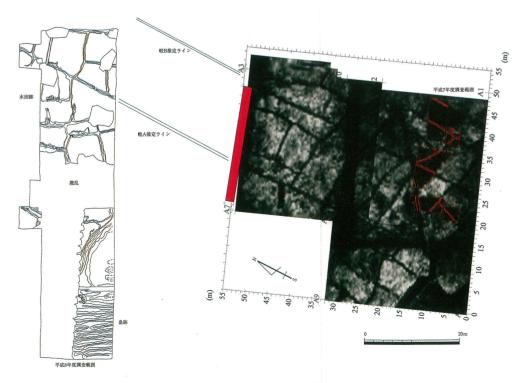


図4 調査地点位置と地中レーダ探査結果



















試掘調查 • 工事立会編

第1章 試掘調査・工事立会の概要

市内には、120か所の周知の遺跡地がある。24年度1月末現在で24件の93条の届け出がなされ、試掘調査・工事立会いを実施した。

これらのうち、遺物の表採がなされた地点について報告する。

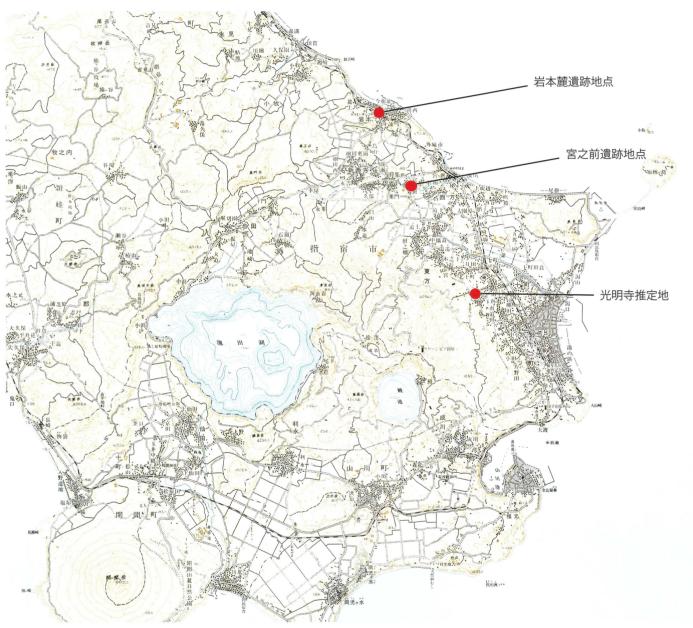


図 5 試掘調査地点図

第1節 岩本麓遺跡

(1)調査に至る経緯

岩本麓遺跡は、指宿市岩本に位置する。同地は今和泉島津家墓地や屋敷跡の石垣等、江戸時代の史跡が 点在し、当時の町割りが残るなど今和泉島津家の麓集落にあたる。遺跡を北西から南東方向に横切るよう に国道226号が走っており、今回、この国道拡幅工事に先立って、分布調査と試掘調査が実施された。分 布調査は鹿児島県教育委員会文化財課と指宿市教育委員会が行い、試掘調査については鹿児島県教育委員 会文化財課が実施した。

国道拡幅に伴い、東側の海岸へと延びる市道も拡幅されるため、分布調査はその市道沿いを対象地とし、試掘調査については、国道沿いに5つのトレンチが設定され行われた。なお、国道拡幅に伴い個人住宅の移転があったため、移転先の土地について分布調査と工事立会いが実施された。

分布調査期日 平成24年11月25日

試掘調査期間 平成24年11月25日~11月28日

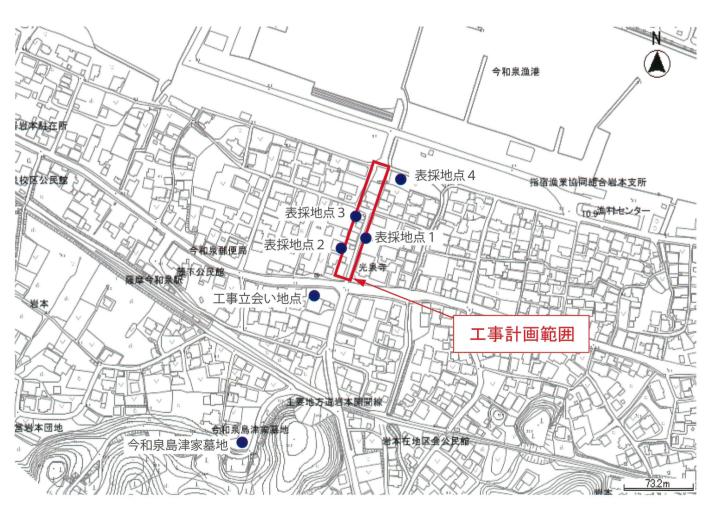


図6 岩本麓遺跡分布調査・試掘調査地点と遺跡の範囲

(2)調査結果

第6図に示した6つの地点で、古墳時代、奈良~平安時代、近世の遺物が表採された。古墳時代の遺物は成川式土器の破片である。奈良~平安時代の遺物は土師器片、近世の遺物は染付等である。また、個人住宅移転先の土地からは、弥生時代、古墳時代、近世の遺物が表採された。個人住宅建設に伴う基礎工事でも、成川式土器の細片が出土したが遺構は確認されなかった。



①地点表採遺物



①地点表採遺物



②地点表採遺物



③地点表採遺物



④地点表採遺物



今和泉島津家墓地表採遺物



個人住宅敷地内表採遺物



個人住宅建設予定地出土遺物

第2節 光明寺推定地

指宿市十二町堂ノ後一帯に所在する迫田遺跡の西側に近接する地点は、三国名勝図会に記載されている 光明寺の跡地に推定されている。平成23年度に同地点付近で民間開発による私道建設工事が行われた際、 現地踏査を行い、弥生土器 2 点のほか、近世の陶磁器類が採集された。

24年6月6日、工事主体者から道路の法面工事に着手するとの連絡を受け工事立会いを行った。遺構・ 遺物は確認されなかったが、工事個所近辺で山川石の破片を採集した。山川石は、本市山川の福元地区に 産する溶血凝灰岩で、近世を中心に墓石や板碑等に用いられる石材である。光明寺推定地との関連は定か でないが、当地に搬入されたものと考えられ、石造物の残片の可能性もあるため、同地点の性格の一端を 示唆するものとしてここに報告した。



図7 光明寺推定地



工事立会い状況



光明寺推定地付近表採の山川石と瓦

第3節 宮之前遺跡

宮之前遺跡は、指宿市西方宮之前の標高35m前後の台地上に立地する古墳時代から奈良・平安時代にかけての複合遺跡である。昭和55年、県営畑地帯総合土地改良事業に伴い発掘調査が実施され、古墳時代の竪穴式住居7基が検出された。また、6世紀初頭から8世紀代の須恵器も多量に出土している。遺跡の範囲は約45,000㎡に及ぶと推定されており、古墳時代から平安時代にかけての拠点的な集落が営まれていた可能性がある。

平成25年1月15日、同遺跡地内で個人住宅建設に伴う浄化槽設置部分の試掘調査を行った。すでに縄文中期以降の包含層は削平されており、表土の直下からは池田湖火山灰層が検出された。試掘地点において遺構・遺物は確認されなかったが、市道を挟んで東側の畑から、成川式土器片の細片が多量に採集された。



図8 宮之前遺跡試掘調査地点



試掘状況



宮之前遺跡表採遺物



松尾城編



第1章 松尾城の概要と調査に至る経緯

松尾城は、指宿市西方字城ヶ崎とその周辺を含めた丘陵上のエリアに所在する山城である。城の東側は絶壁となっていて、錦江湾に面しているため、海城の性格もあわせもつといわれている。

松尾城は、他の山城同様に複数の曲輪から成り立っており、どの曲輪の頂上も平坦に作り出されている。国道226号はちょうど曲輪同士を区切る空堀を通っており、また、JR指宿枕崎線が曲輪の間を走っている。城内には防御用の土塁や武者走り、武者揃いといった施設が名残をとどめ、大手門と思われる場所も推定されている。

城の築城時期は、現段階でははっきりとはしていないが、指宿氏以来、指宿を治める武将が松尾城の城主となった。鎌倉時代から室町時代にかけての城主は指宿氏であったが、指宿を大隅守護の島津氏が領有してから、松尾城の城主は次々と変わっていく。

応永16年(1409)、指宿を領有していた島津元久が城代として阿多時成を松尾城に封じ、指宿氏は退去。その3年後には奈良氏が城番として入っている。しかし、奈良氏は島津久豊に倒されてしまう。

文明7年(1475)には、島津久継が松尾城に地頭となったが、島津氏が内紛を始め、文明8年(1476)島津久継らと対立していた島津忠昌が、禰寝重清らに松尾城を攻め落とさせ、指宿は禰寝氏の領地となった。

その後、指宿は再び島津忠昌の孫である勝久の領地となり、大永6年(1526)に地頭として伊地知重茲がおかれ、その後、頴娃の地頭を務めていた頴娃兼洪が、天文4年(1535)に指宿を攻め、家来の津曲兼任を地頭として指宿に派遣。これ以降、天正16年(1588)に頴娃氏が守護職の島津氏によって他の領地に移動させられるまで松尾城の城主は頴娃氏の家臣が務めた。

一国一城令まで、松尾城は指宿の政治の中心であり、昭和46年には指宿市指定文化財として史跡に指定され保存されてきたが、その実態はよくわかっていない。

指宿市教育委員会では、中世から江戸初期の地域の拠点であった松尾城について、学術的価値を明らかにし今後の保存・活用に資するため、本年度から、調査を実施することとした。

調査にあたり、字図、地形図等を参考にしながら現地を踏査し、縄張図作成のための基礎データの収集から着手することとし、本年度の基本測量業務の実施となった。



松尾城及び周辺地形空撮

松尾城の調査の前に

三 木 靖

1 中世の城の捉え方

中世の城である松尾城の解明には、中世の城について全容を確認し、縄張図を作成することが必要である。 そのために中世の城について簡潔に基本的な説明をしておきたい。

(1) 中世の枠組みと城

中世とは、律令制が継続していたとは言え、自立勢力が分権政権を構成した平安末期の12世紀後半から戦国 大名が地域政権を担った戦国中期の16世紀前半までのことである。

この時代は、仏教用語から生まれた自力救済性が社会的に広がり、鎌倉・室町政権が存在し(前期武家政権期)、合戦が当然視された時代であった。全国政権の萌芽期以降の織豊・江戸政権が存在し(後期武家政権期)、合戦が制約視される戦国中期16世紀後半から江戸末期19世紀半ばまでは近世である。現在では中世も近世も同一社会の様に見え、各面で、中世を近世の中に入れて考えてしまいがちである。しかし、歴史的には中世と近世を峻別しなくてはならない。

中世の城の主流は山城である。その山城は、中世社会の構成主体の基盤になっていたのであって、近世の城と混同しては、中世の城には迫れない。ところが、城の分野では、全国統一を達成した秀吉期の城(近世の城)を理想型として、それ以前の城を、この理想型への進歩発展の過程と位置付けることが多い。城に関心のある者の多くは、秀吉の城について知識が豊富で、その基準に合わせて中世城も評価することが今でもまかり通っている。しかし、いくら類似性が強いと言っても、秀吉の城は、前記通り近世の城であり、中世の城ではないので、近世の城と中世の城を比べることで、中世の城が明らかになるわけは無い。

中世の山城を、近世の城への過程の中だけで見るのではなく、中世という固有の時代の基盤として理解すべきなのである。それは近世人の目ではなく、その山城を築いたり、使ったりした人たちの声に耳を傾けることで達成できる筈ものと考えている。

(2) 中世の山城は全滅した

ところで山城を主とする中世の城は、4百年前まで、数百年以上使われてきたが、今では全滅してしまった。中世の山城の施設は木造だから、消滅は避けられないと思いがちだが、法隆寺などの木造寺院は現存しているから、木造だから全滅したのではない。寺院と比べるとはっきりするが、中世の城は中世という時代に固有のものだったから、中世が終わると同時に、中世の城の役割は消滅してしまい、その後必要とされなかった。

山城には、近世即ち江戸時代にもあることはあった。近世山城の中には備中国松山城(岡山県高梁市)の様に現存しているものもあり、その他近世の城にも信濃国松本城(長野県松本市)や近江国彦根城(滋賀県彦根市)の様に、現在も存続しているものがある。これは、中世の城が、近世の城とは大きく異なっていたことを物語っている。なおこの様に、中世の城が全滅したのに、近世の城の中には現存しているものがあるので、城というと、近世の城が想い浮かびあがるのである。

(3) 伸縮する城の範囲と城域

中世の城と近世の城の違いを城の範囲で考える。中世の城では空堀や、空堀に相当する谷地形や崖地形、水堀(濠)に相当する河川を利用するのが普通であり、平時と戦時の様に城の置かれた環境が変わると城の堺が移動し、城の範囲は伸縮するものだった。城堺はあったが、固定していなかった。ところが近世には濠と高い石垣などで(当時高石垣といわれていた)城堺が固定される様になった。濠は、鉄砲の射程距離に対応するのが使命であり、高石垣は櫓等大重量の構築物の負荷に耐えることを主要なモチーフとしたと指摘されることが多いが、濠と高石垣が城堺を固定化したことも見落とせない。城堺が固定すると当然、城の範囲が固定化し、収容人員の限度も固定化した。

ところで中世の城は城堺が固定していないばかりか、城域内部も固定していなかった。城の中核となる「主体部」とその周囲の、家臣団屋敷等だったりする「周圏部」とから成るケースは多いし、一城で「平城部」と「山城部」を有するケースや、平城と山城が連携しているケースがあり、それも時期で様態が異なった。ま

た、個々の曲輪が500mも離れていたり、独立した城が融合して一城となったものや、攻撃に際し築城した城が、後に本城に併呑されたり、分離されることもあった。この様に中世の城は複雑に伸縮を繰り返した。

(4) 住民の入城

城の収容人員と言えば、中世の城では、地域の状況に応じ城周辺の人々を含むのは当たり前だった。例えば近隣住民が、「集落が軍勢に襲撃されそうで危機が迫っているので籠城させて欲しい」と言えば、城主は、普通彼らの要請を受け入れた。

ご存知の方が多いが、1581年因幡国鳥取城(鳥取市)が秀吉勢に包囲された際に、戦国毛利氏の一族吉川 元春の系類の経家が城番であった。その城番のもと、城内には、城兵と同数以上の地域住民が籠城していた。 住民は合戦の足手まといになるうえ、食糧を消費する役回りとなり、秀吉の兵糧攻めに敗れた。

当時は身分制社会で、城の多くは武士が築いたものだが、武士身分以外である地域住民でも城に入ることができた。上野国岩櫃城(いわびつじょう)(群馬県東吾妻町)は、真田氏の家臣と地衆(地域住民)が使っていたが、1580年「地衆は二之曲輪より内への出入り禁止」となり、もともと出入り禁止であった一之曲輪と併せ、一と二の曲輪は住民が使えないこととなった。言うまでもなく、この地衆は城の近隣の住民だったが、城内で彼らは武将と混住していた。とは言え武将しか使えない曲輪が決まっていて、住民は城内を好き勝手に動きまわれたわけではなかった。この様に制約されてはいたが、住民など武士身分以外の者が城内に居住していたのは、この時期どの城にも共通していた。

(5) 住民の城

そればかりではなく、武士身分以外の者でも城を築くことが許されていた。中世後期に顕著になる惣村という現象(村民が連合し、自治的な村落を形成すること)をご存知の方は多いと思う。代表的な惣の、近江国の菅浦(すがのうら)(滋賀県長浜市)では、周辺の領主と合戦になると(ここでは最大の合戦は1445年~1461年の間に発生していた。)村の出入口を固め、村落を城の様にして戦った。惣は荘園領主や室町幕府と連絡を取り、財力の許す範囲で戦士を雇い、惣を守ろうと試みた。そのひとつの手段が村落を城にする試みだった。菅浦の集落の前方は琵琶湖で、背後は急俊な崖で切り立った山岳という地形だったので、村落を城にすることができたのであった。

そうはいかない村では、村落の周辺に城を築いた。信濃国(長野県)では、戦いを避けて山中に逃げ込んだ地下人の籠る場所を山小屋と呼んでた。地下人とは地域住民のことで、山小屋は集落から少し離れた山間にある平坦地の呼称で、山間部の各地にみられた。越中国東蒲原郡(新潟県新発田市・阿賀町)では村落近くの山に、小規模で施設も目立たない山城が多数存在している。小規模とは、周囲が20~30m前後の四辺形の場所で、研究者は「村の城」即ち地域住民が築いた城と表現するようになった。この種の城は、全国的に存在したことが確認されている。

戦国島津氏のお膝元である鹿児島には薩摩国小田城(鹿児島市西別府町)がある。この城は、田上川沿いの集落の直ぐ裏山に幅25m、長さ29m程の、周囲に空堀と土居を廻らした曲輪が森としてほぼ残っていて、住民が築いた山城としては、恵まれた状況にある。いい城だと紹介するが、道路も駐車場もないし、公園でもなく案内標識もない。

ところで当時の住民は兵農未分離で、合戦に遭遇すれば、状況に応じて多様な行動を取り、村落を城として 利用し、地形を活用し戦いに備えた施設を造ること即ち城を築くことができた。

ところが近世になると、「士農工商」制が強固になり、武士身分(それも上、中、下と細かく区分されていた)とそれ以外(農工商)とは、厳格な身分の差が確立し、農工商を主とした住民が連合する事は、政治的に認められず、住民が村落を城にすることも、城を築くことも犯罪行為とみなさた。武士身分の上層以外は、城に近づくことすら禁じられた。この様に、身分差をもとにした城との距離感は中世の城と近世の城では全く違っていた。

(6) 質素な建物

既述通り、中世の城域は拡大したり縮少したりする性格があって、それは公然と認められていた。そんな場所に恒久的で、手の込んだ施設を築くことは期待されない。できるとしても、寺院などとは大きく異なった施設だった。一方近世の城は、濠と高石垣とで固定化され、その範囲には壮大な施設が築かれた。その中でも播

磨国姫路城(兵庫県姫路市)は、今は修復中で見ることが叶わないが、五重の大天守と、3基の三重の小天守を中心とした施設を誇っていて、1993年には世界遺産に登録された。

中世の城は建物が残っていないだけはなく、天守閣はなく、概して簡易で質実な施設だった。もっとも、奥ゆかしい庭や、落ち着いた茶室を備えたケースがあったが、近世の城とは雲泥の差があった。

中世の城の基本は、自然の地形を活用したもので環境に溶け込んだものだった。基盤となるのは、地形の活用即ち地面への働きかけで、地面を整地して平坦面を造って曲輪(くるわ)とし、それに虎口(出入口)を付け、曲輪の周囲の地面を掘って空堀を設け、その土を曲輪の周囲に積み上げて土塁(どるい)とし、城域の周囲を切岸(垂直に近い崖)にして防衛性を高め、門や柵そして建物は実用性が重んじられ、豪華だったり、きらびやかだったりしたものではなかった。だから概して建築美、装飾美などを誇るものでなく、文化的、芸術的に特別な価値が感じられるものではなかった。この様に施設から見ても、中世の城と近世の城は、違いが目立っていた。

(7) 中世における合戦向き施設

中世の城が占地した場所は、独立した山、山脈の尾根、丘、台地等の頂上部などを主としたものが多く、荻生徂徠が立地条件をもとに、山城・平城・平山城に3区分した考えによれば、山城が圧倒的多数だった。もっとも山城は独立した山に築かれたものだけに限るべきで、丘の頂上部を利用したものは丘城で、台地の先端部を利用したものは台地城だという主張がある。ついでに述べておけば、山城といっても前山(最近は里山というのが流行りだ)の場合と、奥山の場合とでは大きな違いがあった。また各山城は、立地条件が大きく異なっているから、この山城・平城・平山城という区分はあくまで便宜的なものだった。

城の種類はと言えば水城・海城、根城・本城、支城・出城、枝城・端城、付城・向城、伝えの城、繋ぎの城、詰城、外城、内城の区分がすぐ思い浮かぶが、その概念は確立しておらず、相対的な意味合いが強い。また城、城郭、城館という呼称があるし、個別には、地名に館、屋形、屋敷、砦、要害、営、塁、城塞、陣、柵、栫、囲という呼称を付けた。これもきちんと概念化されたものではなく、近世軍学書の影響を受けている。即ちこれらの種類分けは、近世の城を理解するためのものであった。中世の城を謙虚に見て考えようとする立場からは、心して読み、心して使わざるをえない。

そこで本稿では中世の山城を、地形上の高度差を基盤とし、防衛用の目的に沿って建設され、社会的に使われた施設のことと定義している。これは、実際に各地の城を歩いて確認し、かつ中世に城と認識されていたと確認できたものを基礎に考え、まとめたものである。簡略に表現すれば、中世の山城とは中世における合戦向き施設であるとなる。

言うまでもないが、この概念はかなり幅が広いもので、今更何を言うのかという意見もあるだろう。だが、これ位の広がりの中でそれぞれの城の性格を明らかにするのが良いと思う。

(8) 城域全体についての心配り

中世の城は、中世に記録された素材と中世の遺物、遺構を土台に理解したい。実際には中世に記録された素材即ち文書(根本史料)が無いと、後代即ち近世や近代に記録された素材に頼るし、それもできないとなると近代以降に執筆された文献を頼りにすることが多い。止むを得ないとしても、それは次善の策と自覚したい。

一方、近年の民俗資料と考古資料の提供は、中世の城について莫大なデータをもたらしている。それは目を 見張るものがあり、更にこれからも情報が集積さると予測され、今後は方法的な検討が重要になってくると思 う。

ところが情報の集積が進んでも、中世の城はその跡だけしかないから、多くの城では情報が集積された範囲だけが注目され、周囲のこと例えばその城域についてすら十分に意識されないことが発生する。そこで遺構が明確でない場合でも、城跡と推定されるところが少しでもあれば、城の可能性があるわけだから、最終判断は将来に委ねても、当面は城跡として対応するのがいい。現在、土地の開発造成能力は急速に高度化しているから、中世の城の範囲か否か迷っている間に、例えば僅か一日で、完膚なきまでに消し去られてしまう。中世の城の兆候があれば、地元の方々の理解を得て、行政機関と連絡を取って、「周知の遺跡」としておき、緊急調査の手配を行なうつもりでいないとならない。

一般論として、中世の城の遺構は、時の流れと共に崩壊していく。中世の城は地形に依拠したもので、築城者は、未来永劫に不変だなどとおこがましい思いで築城してはいない。それでも使われなくなって4百年以上

埋もれていても、莫大な遺物・遺構を埋蔵しているものである。従って今後千年、二千年は当然、1万年、2万年程度埋もれていても、相当な資料を得られる可能性がある。そういう意味で、私たちの時代に人為的に破壊することは絶対に避けるべきで、何が何でも遺物・遺構を掘り出すのが最善ではない。崩壊を防ぐため、あるいは地域振興・災害防止・人命尊重のためという大義で城跡を暴いてもいけない。中世の城の方が古いのだから敬意を表すべきだし、中世の城は動けないのだから後塵を拝している私たちが慎重にならざるを得ないと考えたい。

(9) 縄張と縄張図

中世の山城は伸縮したり、時代と共に変化してきた(大部分は拡大の傾向である)と述べたが、山城はそれぞれの時点で、城域全体がひとつになって活動していた。特定部分に焦点を当てることは、調査の過程では止むを得ないが、山城を対象としたというなら、城域全体を明らかにしなければならない。当然ながら、山城はその全域を調査しなければならない。いやでも広い範囲が対象になる。そこで、城の場合には縄張(なわばり)に注目することが必要になる。縄張というと、領域争いの用語と間違えることがあるが、城が使われていた時期には、地形を考慮して、防衛性を強化するために曲輪や、その他の構造物を企画、設計することを意味していた。城が城たる所以は、縄張だったと言っていい。

中世の城の根幹は、曲輪の配置だったのだ。曲輪の配置を固めることが、縄張を完結させることだったわけで、それを、平面構成を主に図面にしたのが縄張図である。現在の中世の城の研究の基礎作業は、この様な縄張図の作成になる。しかし多くは本格的な縄張図が未完成である。というわけで縄張図が作成されていないケースを想定したが、若し先人の縄張図があれば、その図面に敬意を捧げて対応することが大前提になる。

中世の城の調査は、まず当該地域の現地形を正確に把握し、2百~5百分の一程度の地形図を作成する、即ち地形を記録することから始める。当該地域は使われなくなってから4百年近く放置されたり、耕地や山林として利用されたりしたケースが多く、地形も改変されていて、城の時期の様子がはっきりしないのが普通である。その地形を中世迄戻して、遺構を中世に則して縄張としてとらえねばならない。縄張図にするには城遺構とその後の遺構との区別、崩落部分、埋め戻し部分、改変部分の復元の手続きがいる。それに加えて、現地で言い伝えられている呼称や解釈には、近世以降の軍学の影響、後代の解釈が入り混じっているから、それらを考慮しなくてはならない。そして今見る城の遺構は、城として使われていた時期の最後の時期の跡であることに配慮しなければならない。既に縄張図があるなら、それを城跡に持っていって、現地と対応させて考えていきたい。

(10) 出典

以上は、『クロニック戦国全史』(1995年講談社刊、三木は編集委員)や拙著「中世の城郭」(新東晃・・三木共編『鹿児島の歴史』1997年高城書房刊)、拙編著「かごしま城郭散歩1~50」「続かごしま城郭散歩1~50」(『鹿児島新報』1999,2000年、毎日曜朝刊連載)、「中世の城は地域のシンボル」・「中世の時代と社会のなかの城」(鹿国大考古学ミュージアム特別企画展解説図録『南九州の中世山城の世界』(2009年鹿国大考古学ミュージアム刊)、拙著「日本の山城の基礎知識」(『歴史研究』2012年3月号)、拙編『山城散歩』(2009年~、同一内容の「山城散歩」はライブドアブログ山城散歩で検索可能)等の拙論をもとにした。

2 松尾城の説明、そして調査と研究

中世の城である松尾城の解明には、縄張図作成が必要である。その現状と、先人の成果を見ておきたい。

(1) 地もとでの説明

松尾城周辺で通常説明される松尾城の内容として、南九州城郭談話会会報25号に掲載されたものを紹介したい。

松尾城は、他の山城と同様複数の丘より成り立っていて、どの丘の上も平坦に造り出されている。本丸は、現在松尾崎神社のある部分である。その西北側に武者揃があり、その武者揃の南のJR線路の南側が大手門である。この一帯の西側で、海岸より西側、川土手の東側で、大手門の南を西〜東に流れる川の河口付近の北側〜川土手と国道226号とJR線路が接近する付近から南側の範囲が松尾城の範囲で、線路の東側、仁王門の北側、

堀の南側地域に曲輪2、3、4、5があり、堀の北側に、東の海岸から南西に川迄に、東から曲輪6、7、10が北東から南西に並んでいる、なお、仁王門から北西に通るJR線路は曲輪5と7と、曲輪10の間の堀と重なっている。その北方に陣ノ尾城跡がある。空中写真を素材に、国道226号は曲輪を区切る空堀で、JR線路が曲輪の1つを貫いており、本丸西側には土を積み上げ土塁、武者走、武者揃が残っており、大手門はJR線路付近と説明している。

(2) 説明の資料となった調査

以上の地元での説明は、図面を伴ったもので、地元では出色のできだった。そしてその内容はかなり示唆に富んでいた。が当時この説明を、実地に即して確認できたのは、本丸位になっていた。城域はかつては耕地だったので、住民が生活に使っていたが、1960年代以降は全国的に耕作が見捨てられてゆき、荒れ地となった場所が多くなってきたのであった。そこで松尾城についても、普通の歩行が難しい場所になり、伝承の紹介であり、踏査に基づく説明はなかった。この様に、実際の調査に基づいていると言えないのに、かなり示唆に富んだ内容となっていたのは、1976年前後以降、現地を探訪し聞き取り調査をした、岩崎光氏「松尾城の史的背景と構築の変遷」が存在していたからであった。

この論稿は、指宿の中世史をもとに、主に南北朝期から室町期に松尾城が拡大、強化されたとして、縄張について考察した。全体としては1185年から、1588年の歴史を、4期に分けて説明した上、松尾城を、小字名の城内、城ヶ崎、外栫、谷頭、堀合、太刀打、古城を主にして捉えかつ陣之尾、野首をまで含めており、陣之尾は松尾城の前線基地、野首を松尾城の搦手とみていた。そして「主要部」については、地形図に踏査の成果を記入し、平坦地にギリシャ数字を入れたブロックを設定した。ブロックは曲輪のことであった。

聞き取りと踏査は念の入ったものであったし、表採のあるいは耕作中に出土した遺物の説明は貴重であるし、1230年代、南薩平氏系の頴娃氏第2代忠元のころ、居館と松尾城を築いたとして、居館を、松尾崎神社の南側小字城ヶ崎の、東と西に丘のある谷の開けた場所=黒木氏宅の北西で旧屋敷のあった所、今はJR線路の下になっている所に置かれたとした。屋敷の南西側は海としている説明も、聞き取りによるところが多く、これらも貴重である。

但し、人物中心の説明のため、縄張の説明が、それに引きずられ、飛び飛びになり全体像が浮かびあがらなかった。また、偶々「主要部」の図のみが印象深く、松尾城の全体は具体化されなかった。そのため、一般には主要部で表示された城ヶ崎、武者走、武者揃、大手門、仁王門が、松尾城と受け止められてしまい、本文と合わさって、城ヶ崎が本丸となってしまった。因みに武者走、武者揃は、近世軍学書が好んで使ったものであり、大手門、仁王門も、その影響下で使われた可能性が高く、松尾城当時に実際に使われものかきちんと検証することが必要である。

(3) 近世の説明

前述の岩崎光氏の論稿で、まえがきに引用された、『三国名勝図会』は、松尾城についての最も古い説明である。これは、鹿児島県下の他の城と共通する。それによって、地形や縄張関連記事を探すと当城は、地域政治の本拠で、東は海、南は平地、西は「堀切」、北は天然の谷を城堺とし、松尾権現が在りとしていた。しかし、曲輪に相当する城名の記載がない。地域政治の本拠とされる場合は、城名の記載があるものが多く、松尾城は例外と言わざるを得ない。

(4) その後の調査

1997年に時遊館COCCOはしむれ歴史セミナーで、三木は松尾城について、1)当城は室町期から戦国期迄の約200年間使用された、2)当城は海に接し街道を含んでいた、3)当城は台地先端部を中心とし、空堀で台地本体と切り離され、野首に2重の空堀がある、4)当城は主体部と周圏部とから成っている、5)主となる曲輪には大規模な櫓台、土塁、桝形がある、6)屋形があり、周辺には家臣等の集住地区が予想され、縄張は時期に拠る変遷がある、7)当城の規模は調査で広がると講演し、同年「日本歴史地名大系47」『鹿児島県の地名』で松尾城を執筆し、2002年「薩摩国の中世城郭研究Ⅲ」(鹿国大短大部『研究紀要69』)で松尾城の研究史を紹介した。

これらの調査の縁で、2012年に指宿市教委の松尾城縄張調査に参加し、字図をもとに、踏査による測定と 観察で、作業に取り組んでいる。

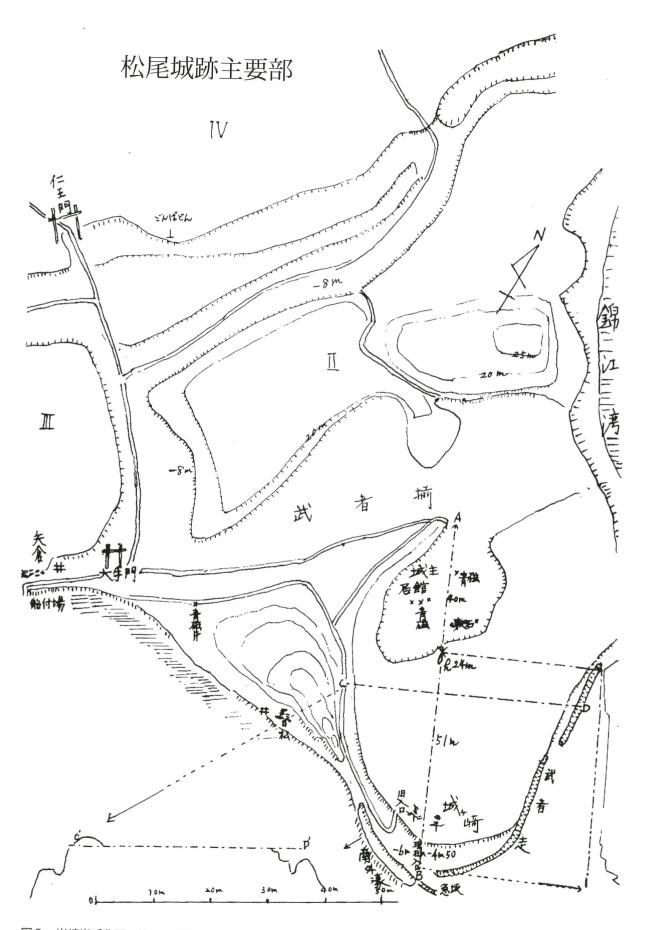
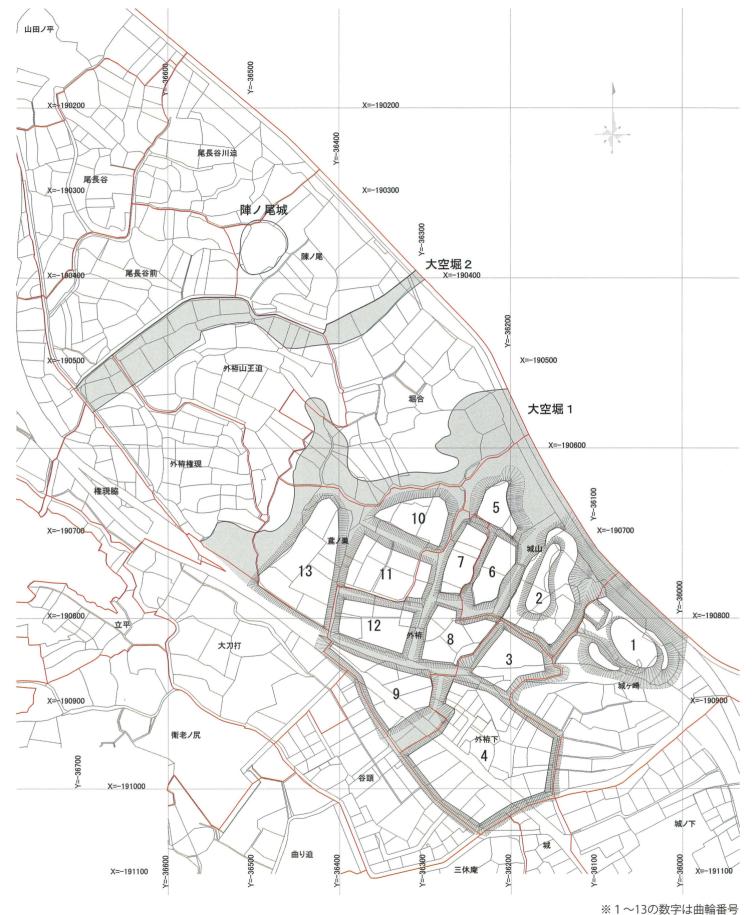


図9 岩崎光氏作図の縄張図(「松尾城の史的背景と構築の変遷」『指宿史談 創刊号』指宿史談会1979年から転載)



第10図 薩摩国指宿松尾城の主体部(S=1.6000)地籍込



第11図 薩摩国指宿松尾城の縄張図(S=1.400)地籍込



第12図 薩摩国指宿松尾城の縄張図(S=1.300)地籍ナシ





松尾城空撮写直



松尾城の遺構推定範囲



松尾城近景(南東から望む)



大手門跡



内堀跡

報告書抄録

IN II II II II III	
ふりがな	
書名	平成24年度市内遺跡確認調査報告書
副 書 名	
巻 次	
シリーズ名	指宿市埋蔵文化財発掘調査報告書
シリーズ番号	第52集
編著者名	渡部 徹也
編集機関	鹿児島県指宿市教育委員会(指宿市考古博物館 時遊館COCCOはしむれ)
所 在 地	〒891-0403 鹿児島県指宿市十二町2290 TEL:0993-23-5100
発行年月日	平成25年3月31日

		コード						
所収遺跡名	所在地	市町村	遺跡番号	北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
敷領遺跡	指宿市十町	46210	2-58			2012.7.1 ~ 2013.3.31	40.5m²	
松尾城	指宿市西方字城ヶ崎							市内確認調 査(国庫・
宮之前遺跡	指宿市西方宮之前							県費補助事
岩本麓遺跡	指宿市岩本							業)
光明寺跡推定地	指宿市十二町堂ノ後一帯							

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
	集落・生産 遺跡・火山 災害遺跡	奈良~平安,古墳時代	I	-	攪乱を受けており874年 面は消失。
松尾城	山城	中世	-	_	_
宮之前遺跡	集落遺跡	奈良~平安,古墳時代	_	成川式土器ほか	表採
岩本麓遺跡	散布地	古墳時代	_	成川式土器ほか	表採
迫田遺跡隣接地 (光明寺跡推定 地)		_	_	山川石片、瓦片 (表採)	表採

